

2016年 9月 27日

加盟団体 各位

役員 各位

(公社) 全日本アーチェリー連盟  
競技部長 津田 正弘  
(公印省略)

2016～2017年版競技規則の運用注意点について (ご連絡)

平素は本連盟の諸事業に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、9/20に連盟通信(16/032)で運用に関する補足事項と注意点をご連絡いたしました  
が、追加の補足事項がございますので、ご連絡いたします。

つきましては、貴連盟(協会)におかれましては、会員へご周知のほど、よろしくお  
願い申し上げます。

記

1. ターゲットアーチェリー 第204条3項(カモフラージュ模様の用具の禁止)

「競技者の用具はいかなる種類のカモフラージュ模様を含んだものであってはな  
らない。」

**【対応措置】**

この項に関して、猶予期間を設け、その間に規則の周知徹底に努める。

猶予期間 : 2016年10月1日 ~ 2017年3月31日

**【説明】**

カモフラージュ模様とは、迷彩柄とも言われ、周囲の風景などと同化して周りか  
ら見え難くするためのものを指し、戦闘や狩猟のときに使用されます。

フィールドの服装規定では、危険防止の目的で従来から使用禁止の項がありまし  
たが、今回の改正でターゲットアーチェリーの用具・服装でも使用が禁止されま  
した。

但し、現状ではカモフラージュ模様の用具は弓をはじめとしてクィーバー・チェ  
ストガードなどの小物に至るまで多岐にわたります。特に弓については一朝一夕  
に交換するわけには行かないことも考えられます。

従って上記の猶予期間を設け、その間は使用を許可します。但し、主催者は使用  
者に対して来年度(2017年4月1日以降)は使用できなくなる旨、周知徹底して  
ください。